

川岸学園構想 施設名称（校名・園名）に関する基本的な方針（案）

R7.12.15

川岸学園整備室

川岸学園構想は、小中学校の義務教育学校への移行と幼保連携型認定こども園の新規併設により、新たな保育・教育環境を整備することを目的としています。

新たな施設の開校、開園に向けては、市の条例により校名と園名の正式名称を定める必要があり、義務教育学校及び認定こども園の名称決定に向け、市及び教育委員会としての基本的な方針を定めるものです。

1. 名称に関する基本的事項

- ・川岸学園構想は、種別の異なる施設（義務教育学校と認定こども園）を一体的に整備する取組であり、両施設共通の名称があれば一体感が高まります。
- ・ただし、個々の施設名については根拠となる法令や施設区分が異なるため、施設ごとに条例を規定する必要があります。
- ・構想に掲げた「川岸学園」の名称は、個別の施設名として正式に決定したものではありませんが、全体を捉えた名称として広く地域に浸透しています。

2. 各施設の法令・例規上の位置付け

(1) 既存施設の根拠法と市条例に規定する名称

- ・現在の施設（学校、保育園）に関する根拠法及び条例に規定する名称を整理すると以下の通りとなります。

区分	根拠法	条例	名称
小中学校	学校教育法 地方自治法	岡谷市立 学校設置条例	岡谷市立川岸小学校 岡谷市立岡谷西部中学校
保育園	児童福祉法 地方自治法	岡谷市 保育所条例	岡谷市立川岸保育園 岡谷市立成田保育園 市立夏明保育園（休園中） 市立つるみね保育園（※廃止済み）

(2) 新施設の根拠法と条例改正等の手続き

- ・新施設の開設に向け、各施設の根拠法に基づき条例改正等を行う必要があります。（※認定こども園は新条例の制定。）

区分	根拠法	条例改正等
義務教育学校	学校教育法 地方自治法	岡谷市立学校設置条例の改正 （既存校名の削除と新校名を規定）
認定こども園	認定こども園法※ 地方自治法	岡谷市保育所条例の改正（既存名の削除） 新規条例制定（認定こども園を設置）

※正式名称は「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」

3. 義務教育学校・認定こども園共通の名称に関する基本的な方針

川岸学園構想による施設づくりは、「義務教育学校」と「認定こども園」という、種別の異なる施設を一体的に整備し、異年齢をつなぐ環境を創出するものであり、両施設に共通する名称の設定は、構想に掲げた理念を象徴するものとなります。

また、「川岸学園」という呼称は、構想策定時から地域や保護者、子どもたちに広く浸透しており、両施設に共通する「総称名」として用いることとします。

構想の理念を象徴する総称名として「川岸学園」を用います。

4. 市条例に規定する施設の正式名称に関する基本的な方針

法令に基づく施設の正式名称は、それぞれ市条例で規定する必要がありますが、国の施設区分等に基づく施設名の大きな枠組みについては、下記のパターンを基本とします。

なお、地域に根ざし、愛される名称とするため、個々に設定する名称の「〇〇」の部分については、地域や保護者、子どもたち等の意見等を踏まえた上で決定することとします。

【各施設の正式名称に関する基本的事項】

義務教育学校	岡谷市立〇〇義務教育学校
認定こども園	岡谷市立〇〇認定こども園

5. 名称決定までのスケジュール

12月15日	総合教育会議にて「施設名称に関する基本方針（案）」協議 岡谷市議会全員協議会への同方針（案）の報告、方針決定
令和8年 1月～2月	新たな施設名称の公募 ・校名、園名の「〇〇」の部分を地域等に公募 （手続き等は川岸学園設立準備委員会の部会等で検討）
3月	公募した校名・園名の中から名称案を絞り込み
4月頃	名称の候補案公表、市民意見聴取（パブリックコメント）
6月	校名・園名の正式決定（市及び教育委員会）
6月以降	岡谷市議会に校名、園名に関する条例議案を提出 義務教育学校の開校、認定こども園の開園に向け、 許認可等の手続きを進める